

第 4 章 人 事

○松山養護老人ホーム事務組合職員定数条例

制 定 昭和 49 年 9 月 18 日条例第 5 号

改 正 昭和 51 年 4 月 1 日条例第 3 号 昭和 54 年 2 月 23 日条例第 2 号

改 正 令和 2 年 3 月 12 日条例第 1 号

温泉郡、松山市及び北条市養老施設管理組合職員定数条例（昭和 33 年 1 月 17 日施行）の全部を次のように改正する。

第 1 条 この条例で職員とは、松山養護老人ホーム事務組合に勤務する一般職の職員（臨時的に任用された職員（臨時の職に関するものに限る。）及び非常勤職員を除く。）をいう。

第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

（１） 養護老人ホームに勤務する職員 41 人

（２） 診療所に勤務する職員 3 人

付 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 9 月 10 日から適用する。

2 第 2 条の規定にかかわらず、この条例施行の際現に組合が有する養護老人ホームに勤務する職員の定数については、この条例の施行の日以後新設する養護老人ホームが完成するまでの間は、次の各号のとおりとする。

（１） 温泉第 1 養護老人ホーム

院長 1 人

生活指導員 1 人

主事 1 人

寮母 2 人

看護婦 1 人

調理員 2 人

嘱託医 1 人

計 9 人

（２） 温泉第 2 養護老人ホーム

院長 1 人

生活指導員 1 人

主事 1 人

寮母 2 人

看護婦	1 人
調理員	2 人
嘱託医	1 人
計	9 人

付 則（昭和 51 年 4 月 1 日条例第 3 号）
この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 54 年 2 月 23 日条例第 2 号）
この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和 2 年 3 月 12 日条例第 1 号）
この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。